

【伊藤総領事メッセージ 2018 年 11 月】

10 月のカナダでは、法令に関連して二つの大きな出来事がありました。

まず、10 月 17 日から大麻(マリファナ)の娯楽用の使用がカナダ国内で合法とされました。すでに 6 月 21 日の時点でカナダの連邦議会において法案が成立し、その施行に必要な具体的な施策を各州政府が準備し、10 月 17 日から正式に大麻が解禁となったのです。

しかし、カナダにいる日本人の方々には、日本の法律である大麻取締法の一部が日本国外に滞在している日本人にも適用されうること、大麻の所持や譲受(購入も含まれます)等については、日本の刑法の処罰の対象になっていることをよく理解していただきたいと思います。

カナダでの大麻合法化の目的には、政府が大麻の製造、頒布、販売及び所持を厳格に管理することにより、未成年者による大麻の利用の防止や、犯罪者への大麻による利益享受を排除すること等が含まれており、カナダ人であっても国外への大麻の持ち出しや未成年者に対する大麻の販売(オンタリオ州の場合は 19 歳未満ですが、州によって年齢制限は異なります)は厳しい処罰の対象となっています。

また、大麻が及ぼす健康上の危険や社会的な悪影響への懸念に対しては、カナダの中でも依然として警鐘が鳴らされています。いまやカナダ国内の交通事故による死亡者は、飲酒が原因である者より薬物の影響下にある者の方が多い、との報道もされています。大麻の長期間・大量の使用が心身に及ぼす影響に関しては、カナダ国内の保健関係者による懸念の表明も少なからず見かけられます。このような背景から、カナダの自治体の中には、自らを「大麻フリー」と宣言し、公共の場での大麻の使用を認めないところも出て来ており、トロント市に近隣するマーカム市でも、すでに宣言が発出されました。またコンドミニアムの所有者達が不動産物件の価値の低下を回避するために、所有物件における大麻の使用を禁止する規則を設けることも行われています。

日本人の方々には、このような事情を十分に理解し、くれぐれも大麻関連の事件や犯罪に巻き込まれないようにご注意ください。カナダに滞在される、あるいはこれからカナダを訪問しようと考えていらっしゃる日本人の皆様には、私から「ダメ、ぜったい」のメッセージを改めてお伝えしたいと思います。

第二に、カナダが環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)を批准するために必要な国内措置を講じるための法案が 10 月 25 日にカナダ連邦議会を通過し、その後、CPTPP の批准書の寄託国であるニュージーランドに批准書を提出



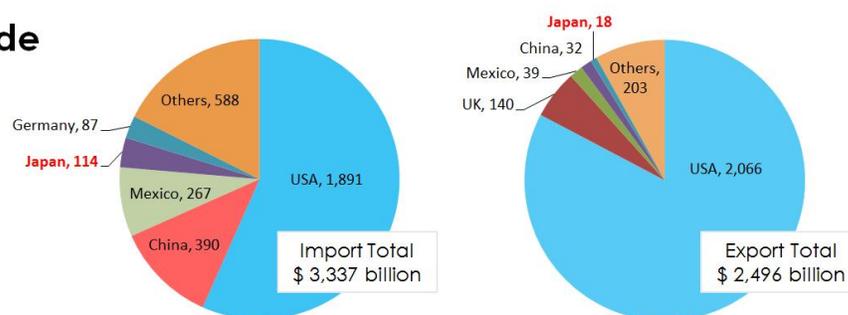
したことにより、カナダは CPTPP 署名 11 か国の中で第 5 番目の批准国となりました。翌週には豪州も批准手続を終え、協定発効に必要とされた 6 か国(日本、メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州)が批准を済ませたので、CPTPP は本年 12 月 30 日に発効することとなったのです。

アジア太平洋地域に、高いレベルで開かれた自由貿易地域を構築する上で、CPTPP は大きな意義を有しています。11 か国の中で経済規模が第 1 位と第 2 位である日本とカナダの双方が最初の発効国になり CPTPP の恩恵を享受することは、今後の両国間の貿易投資関係拡大にも資することになると期待されます。

北米自由貿易協定 (NAFTA) の改定交渉は様々な難局を経て 9 月末に何とか終了しましたが、その経験も踏まえ、カナダ国内において、中でも対米輸出比率が全体の輸出の中で 8 割を越えるここオンタリオ州の政界・経済界や有識者の方々からは、米国に依存した現在の貿易構造をもっと多様化しなくてはならない、そのために CPTPP の早期批准・発効は重要であり、日本との経済関係強化も力を入れるべきだとの声がたくさん聞かれました。日本にとっても、カナダとの間にはこれまで二国間の経済連携協定がありませんでしたが、CPTPP によりカナダを含む 5 か国との間でマルチの協定ができたことは、さらなる経済関係強化への大切な礎石となるものです。

Ontario-Japan Economic Relations

●Trade



日本とカナダとの物品貿易は、カナダからは菜種油、豚肉、銅、石炭などの農産物や鉱物資源が主要品目として輸出され、日本からは主に自動車・自動車部品、機械等がカナダに輸出されてきています。現在のカナダにおける日本食ブームもあり、日本産の美味しい農水産物や食品、日本酒・日本のウイスキーなどももっとカナダに来てほしいと思いますし、カナダからも日本にあまり知られていないブランド製品や IT、ハイテク製品が輸出され、それぞれの国の市民がより豊かなることを期待しています。

また CPTPP は、単に物品貿易のみならず広範な経済活動分野における関係強化を目指しています。たとえば、カナダで事業を行おうとしている日本人の査証取得の簡易迅速化、カナダ国内で

の政府調達への日本企業の参入等、様々な可能性があります。

日本とカナダは、WTO、OECD、APEC、G7、G20 など、国際経済分野でも多くのフォーラムでのメンバーとして、自由で開かれた国際経済のために取り組んできています。これに CPTPP が加わることで、自由で公正な 21 世紀型の新たなルールが確立され、世界に広がっていくという強いメッセージを発信することができます。両国がさらに協力の範囲を広げ、経済関係が強化されることを強く期待しています。